

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 後期高齢者医療制度について (一) 保険料上昇抑制策について 昨日、北海道後期高齢者医療広域連合議会が開会され、予算が議決されました。その点について、簡潔に質問をいたします。 保険料高騰抑制策として、どの基金をどれほど活用してきたのか、まず伺います。新年度においてはどうか、保険料はどの程度抑制されるのか伺います。</p> <p>(二) 医療費にかかる費用の負担割合について この医療制度では、かかった医療費の50%を国が負担し、残りの50%を現役世代と高齢者とで負担する仕組みと承知してはいますが、高齢者の負担割合が増えてきているのではないですか。状況と理由を伺います。</p> <p>(三) 負担割合の今後の見通しについて 今後も現役世代人口が減り続けて高齢者の負担割合が増え続けるということになりませんか。今後の見通しを伺います。</p> <p>(四) 高齢者の負担強化に対する認識について 令和12年度まで上がる、高齢者の負担が上がり続けるという見通しですから、これについては大変なことだというふうに思います。 道としては、高齢者の保険料負担が高いということについて、配慮が必要というふうに考えていますか伺います。</p> <p>マクロ経済スライドの年金の仕組みの元で年金はこれからもずっと下がり続けるだろうというふうに見通しがありますが、後期高齢者医療制度の保険料は今後上がり続けるということが示されました。消費税増税ということもありますし、この高齢者の負担というのは大変深刻なことだというふうに思います。影響緩和のための施策の必要性ということを改めて強調して質問を終わります。</p> <p>(四) 一 再 ～ (七) 欠</p>	<p>【国保広域化担当課長】 後期高齢者医療制度についてでございますが、この制度の保険料の算定にあたりましては、北海道後期高齢者医療広域連合の決算剰余金と道に設置している財政安定化基金を充てることができることとされておりまして、平成30年度・31年度の保険料改定におきましては、広域連合の剰余金143億6千万円と道の基金13億8千万円を活用したところであります。 新年度の保険料改定にあたりましては、広域連合からの協議を受け、高齢者の方々の生活に与える影響を考慮しつつ、広域連合の剰余金154億円と道の基金約21億6千万円を活用することにより、一人当たり保険料79,430円から71,794円となり、増加抑制が図られたところであります。</p> <p>【国保広域化担当課長】 後期高齢者負担率についてでございますが、政令で定められている後期高齢者負担率は、人口が減少する現役世代の負担の増加に配慮し、2年ごとに、現役世代人口の減少による現役世代一人当たりの負担増加分を高齢者と現役世代で折半し、段階的に引き上げる仕組みとなっております。 平成20年度の後期高齢者医療制度創設時は、負担率は10パーセントでありましたが、平成30・31年度は11.18パーセント、令和2年度・3年度は11.41パーセントとなっております。</p> <p>【国保広域化担当課長】 高齢者負担率の見通しについてでございますが、国から将来推計は示されておりませんが、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口の将来推計によりますと、本道における75歳以上の人口は、令和12年度まで増加が見込まれるところであります。</p> <p>【国保広域化担当課長】 保険料についてでございますが、道といたしましては、後期高齢者の方々が安心して医療を受けられることが重要と考えておりまして、北海道後期高齢者医療広域連合において、2年に1度改定を行っている保険料の増加抑制を図るため、北海道後期高齢者医療財政安定化基金を充ててきたところでございます。</p>